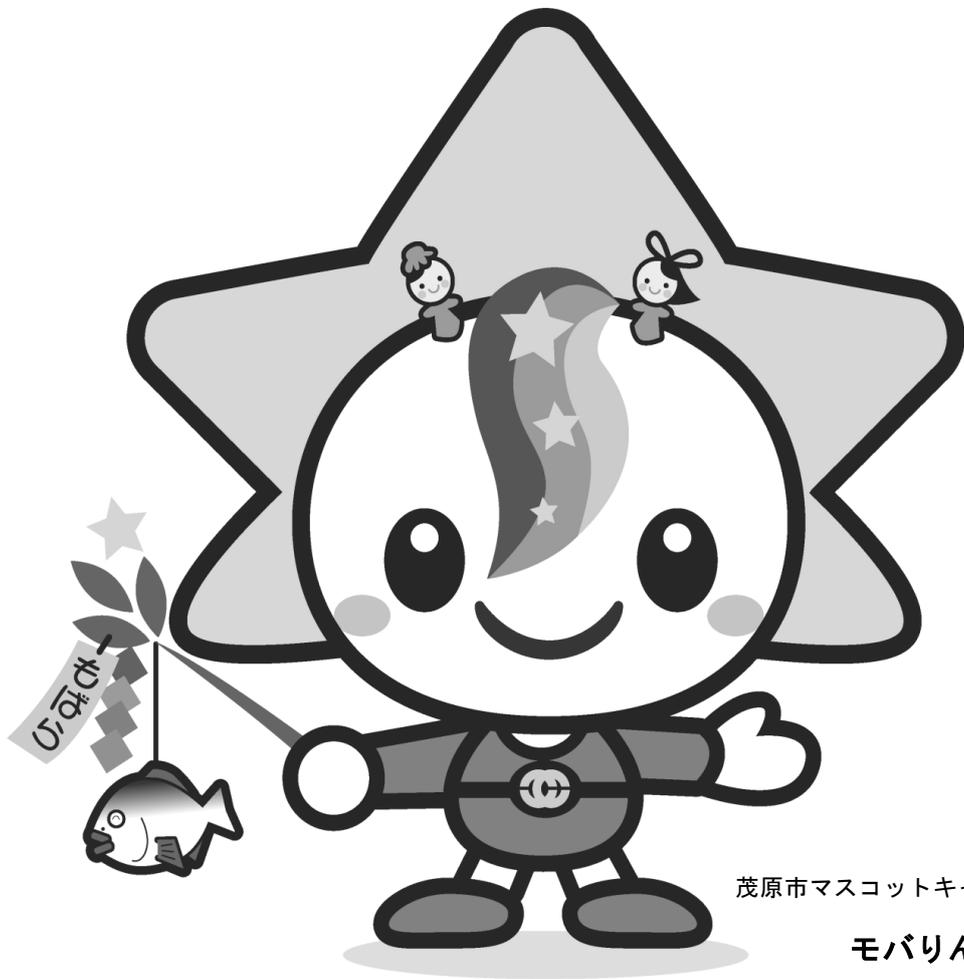


平成25年度版

自治会長

ハンドブック



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

茂原市自治会長連合会

(目 次)

○ 自治会とは **1**

○ 自治会の組織と役割等 **2～5**

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 茂原市の自治会組織 | 2 |
| 2 | 自治会の組織とは | 3 |
| 3 | 自治会の運営とは | 3 |
| 4 | 自治会の役割とは | 4 |
| 5 | 自治会長の仕事は | 4 |
| 6 | 現況と課題 | 5 |

○ 市からの自治会への各種補助 **6～9**

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 自治会長事務委託料 | 6 |
| 2 | 防犯灯維持管理費補助金 | 7 |
| 3 | 集会所整備補助金 | 7～8 |
| 4 | コミュニティ活動助成補助金 | 8 |
| 5 | コミュニティ備品の貸し出し | 9 |

○ 地縁団体（自治会等）による財産登記 **10～11**

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 自治会などの名前で不動産登記ができます | 10 |
| 2 | 地縁による団体とは | 10 |
| 3 | 認可申請手続きについて | 10 |
| 4 | 認可申請に必要な書類 | 11 |
| 5 | 申請から認可までの流れ | 11 |

○ こんなときには **12～22**

- | | | |
|-----|-------------------|-------|
| | 目次 | 12 |
| Q 1 | 防犯灯の球切れ | 13 |
| Q 2 | 防犯灯の設置 | 13～14 |
| Q 3 | 文書配布 | 14 |
| Q 4 | 集会所の自治会名義での不動産の登記 | 15 |

Q 5	防犯パトロールに帽子や腕章の貸出	16
Q 6	自主防災組織	16
Q 7	ゴミカレンダーの配布	17
Q 8	町内の清掃や消毒について	17～18
Q 9	ゴミの収集	18
Q10	リサイクル回収	18～19
Q11	生ごみ堆肥化容器について	19
Q12	生ごみ処理機について	19
Q13	青年館改修の補助・払い下げについて	20
Q14	募金の種類・目的、募金の方法について	20～21
Q15	カーブミラーや信号機、ガードレール等の設置について	22
Q16	側溝清掃土の運搬処理について	22

○ 市役所等への問い合わせ **23～26**

市民生活	・ 税金	23	
生活環境	・ 住民福祉	24	
産業経済	・ 都市政策	・ 土木建設	25
教育文化	・ その他	26	

○ 市役所等の電話番号 **27～28**

○ 市役所案内図 **29**

自治会とは

今日、私たちが生活していくためには、社会で多くの問題に対処していかなければなりません。例えば、環境美化（ゴミの問題・道路側溝の清掃）、防災、防犯、交通安全等いろいろな問題がありますが、その対応については、家庭で、近隣で、地域でまた行政でと、それぞれの段階でなされなければなりません。

行政の対応には限界があります。また、依存するばかりでは、地域の活性化は生まれません。自らを守る手段として、自らの生活向上のために行政の及ばない分野において、近隣や地域の責任において対応していかなければなりません。その手段として組織されたのが自治会であり、それは、住民の利便を満たすため、みんなの総意によって作られた、住む人々の自助、互助による任意の全く独立した組織です。

自治会には、それぞれ区域があります。そして、そこに住むすべての人、老若男女職業、政治、宗教の違いをこえて全員が協力し、そこでの生活を守っています。

自治会は生活上の諸問題、身近な環境の整備や安全や福祉などの問題の解決に当たりますが、それが円滑に行われるためには区域全員の融和が大切になります。運動会や夏祭り、いろいろなレクリエーション、敬老会などはこの融和・親睦のうえで大変重要なことです。諸環境の整備と会員の融和・親睦が相まって、自治会員の幸せが向上し、住んで本当によかったという環境が作り上げられていきます。

したがって、単に会を敬遠するのではなく、みんなが積極的に参加することはもちろん、誰もが参加できるような開放的な会でなくてはなりません。

自治会の組織と役割

自治会は、地域住民のコミュニケーションづくりに努力し、明るく住みよい「まちづくり」を目指しています。また、市民に身近な市の行政に対し、住民の声を反映させるとともに、地域住民と行政とのパイプ役として積極的に協力しています。

自治会は、住民の自主的団体ではありますが、その構成は、「地縁による団体」であり、市町村の一定区域に住所を有する世帯を主体に、事業所などが加わって組織されており、この構成会員が負担する会費によって自治会が運営され、いろいろな事業が行われています。

1. 茂原市の自治会組織

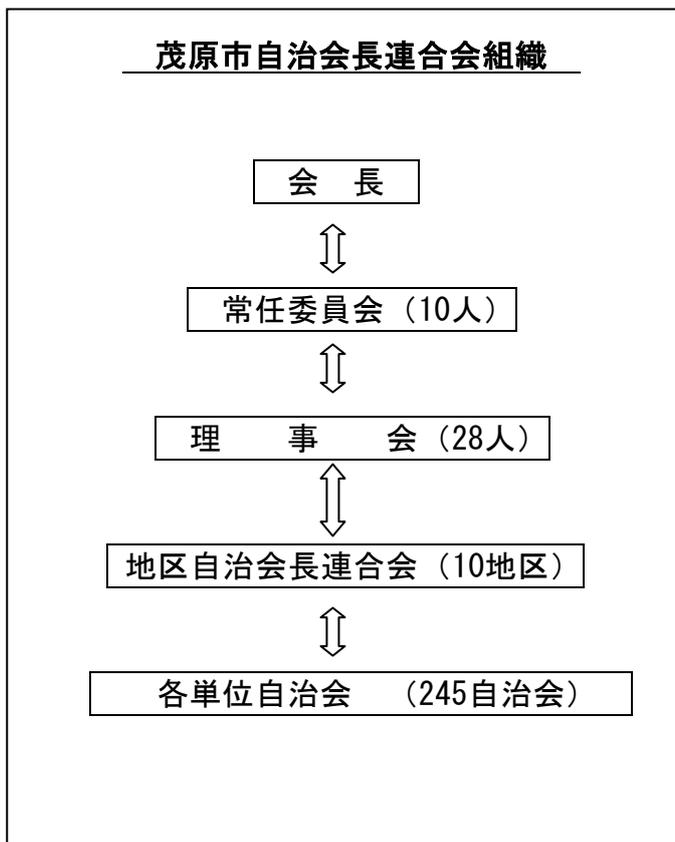
茂原市には現在、245の自治会（平成25年4月1日現在）があり、自治会組織は、大きく分けて3つの階層から成り立っています。

第1の階層は個々の245の自治会で、第2の階層は、旧町村毎にある地区自治会長連合会（10地区あります）、第3の階層は全市的な自治会長連合会で、

1つのピラミッドをつくり、それぞれの階層に応じた活動を行っています。

自治会を世帯数の規模で見ますと、上の表のようになります。市内の自治会は、最小で8世帯、最大で1174世帯とその規模は様々ですが、100世帯に達しない自治会が全体の半数以上を占め、50世帯に達しない自治会は約3分の1に及びます。茂原市の自治会は小規模の自治会が多いのが特徴です。

世帯数区分	自治会数	比率	区分比率
10世帯未満	3	1.2%	31.4%
10～50世帯	74	30.2%	
51～100世帯	89	36.3%	36.3%
101～200世帯	57	23.3%	23.3%
201～300世帯	13	5.3%	7.3%
301～400世帯	5	2.0%	
401～500世帯	0	0%	
501世帯以上	4	1.6%	1.6%
合計	245	100%	100%



自治会加入率は、63.6%（平成25年4月1日現在）で年々加入率が下がってきている状況であり、未加入世帯の加入促進に苦慮しているところです。市と市自治会長連合会でも広報紙等による啓発と転入者に対して加入呼びかけのパンフレットを配布したり、開発業者やマンション・アパートの建設主・管理会社等に参加協力のパンフレットを配布をし、加入を呼びかけています。各自治会におかれましても未加入世帯の加入につきまして積極的な協力をお願いします。

2. 自治会の組織とは・・・

自治会の共通の認識としては次のようなことが言えると思います。

- ①一定の区域をもつ地域団体で、区域内の全世帯が加入することを原則
- ②個人ではなく、世帯を主体に、事業所などが加わって組織
- ③住民により自主的に組織された任意団体

3. 自治会の運営とは・・・

住民の必要に応じて、親睦、相互扶助、共通課題の共同解決を目指し、民主的に進めなければなりません。

民主的な運営とは、「住民にわかりやすい会則づくり」・「合議制で会議を進め、民主的に運営」・「住民の意見発表ができる組織づくり」・「役割分担ができる組織づくり」（自治会長や少数の役員に仕事が集中することは、望ましくない。）・「明朗な予算、決算の報告」といったことです。

4. 自治会の役割とは・・・

(1) コミュニケーションを深める

住民が交流を深めつつ、地域での生活をみんなで楽しみ、豊かな住みよい生活を目指すことです。体育祭やレクリエーション大会・盆踊り大会・お祭りなどを行うことは、住民同士の連帯を高める役割を果たします。

(2) 明るく住みよい地域づくり

地域の人々が、生活環境をよりよくしていくために、その地域の課題についてみんなで考え、協力し解決する役割です。ゴミ・交通安全・公園・防犯防犯・環境美化などの問題は、一人の力では解決が困難です。一つの目的に向かって共に行動してこそはじめて連体の心が生まれます。

(3) 助け合いの精神づくりと実践

住民相互が助け合い、理解を深め合う役割です。一人暮らしや寝たきり老人、身体の不自由な方など、隣同士の助け合いによって困っている人々に援助の手を差しのべることです。

自治会はこれらの役割を達成するために努力していますが、自治会だけでは解決できない問題も多くあります。これらの問題解決のため、地域住民の代表として行政（市役所）と住民の間であってパイプ役を努めると共に、それぞれの地域の特性を生かした行政協力の役割を分担していかなければなりません。

5. 自治会長の仕事は・・・

自治会長は、住みよい街づくりを目指して自主的に結成された自治会の代表者です。自治会は、一定の地域を基盤として組織され、その中で通常は、組または、班に分かれ活動しています。

(主な仕事)

- ① 自治会活動の総括
- ② 市行政に係る文書の配付
- ③ 市通達事項の周知伝達
- ④ 共同募金・日赤社資増強運動等の協力

また、自治会長の任期は、各自治会によって違いますが、市自治会長連合会では、自治会長の2年任期制を事業計画の1つとして各自治会に協力を求めています。

6. 現況と課題 . . .

最近、住民の自治会へのかかわり合いがしだいに希薄になり、無関心、非協力的な状況が増加してきています。(都市化が進む中、地域への執着度の希薄化)

〈未加入世帯の問題点〉

地域を構成する主人公は住民であり、同じ地域に住んでいる者同士が、仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は今も昔も変わっていません。よく「遠くの親戚より近くの他人」と言われているように、「いざ」という時にはお隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものであり、地震等の発災時においては、近所の人たちの協力・助け合いが被害を最小限にするものです。このようなことから、全ての世帯が加入し、常日頃より親睦を深め連携ある行動が取れるようしておくことが大切であり、自治会未加入世帯の解消を推し進める必要があります。

〈自治会に加入していない事由〉

- ・近所づきあいがわずらわしい
- ・役員になったり、自治会行事に参加したりが面倒
- ・夜おそく帰宅し、自宅では寝るだけ
- ・自治会に参加しなくても日常生活に何も困らない
- ・会費が高い
- ・永住の意思がない

〈未加入世帯の対応〉

- ・転入者に対しては、市役所市民課窓口で、“自治会加入のパンフレット”を配付し、自治会についての理解を促し加入促進を図っている。
- ・自治会長連合会及び各自治会の役員等により、未加入世帯への理解を図っている。
- ・自治会長連合会の役員により、受入れ自治会の理解を促している。

市からの自治会への各種補助

市では、住民自治活動を援助するため、次の各種補助金（コミュニティ関係のみ）を交付しています。お問い合わせは、生活課（Tel 20-1505）へお願いします。

○ 自治会長事務委託料

市では、年間を通して行政に関する文書の配布や通知事項の周知伝達、簡易な調査報告等の事務を自治会長にお願いしており、その委託料をお支払いしています。

【金額の算出】

$$420円 \times \text{自治会加入世帯数} = \text{自治会長委託料}$$

（なお、70世帯以上の団体については、4,690円が加算）

なお、委託料の算出基礎となる自治会加入世帯数は、4月に各自治会から提出していただきました平成25年度自治会役員等報告書の自治会加入世帯数（4月1日現在）です。

※この自治会長委託料を支払うにあたり、市が茂原市自治会長連合会会長と一括して委託契約をして委託料をお支払いすることから、4月に各自治会長さんから茂原市自治会長連合会会長へ自治会長事務委託契約の締結を委任する旨の委任状をいただいています。

※この自治会長委託料は、自治会長さんにお支払いしているものですが、自治会によっては、会の経費に充てているところもあります。これは、それぞれの自治会の中の運営の仕方でありますので、会員の皆様の話し合いの中で決定されたものであれば、よろしいかと考えます。

○ 防犯灯維持管理費補助金

市では、自治会で所有し維持管理している防犯灯の電気料金の一部について茂原市防犯灯維持管理費補助金交付要綱に基づき補助しています。申請については、市より自治会に毎年8月頃に別途通知いたします。また、申請にあたり次のものが必要となります。(詳しくは申請時にご案内します。)

【補助額】

4月分の20W定額電気料金×12ヶ月×防犯灯の数×3/5 (補助率)

【申請】

8月頃市より通知いたします。

【申請書類】

- ①電気料金集約分内訳表の写し(4月分)
- ②電気料金領収書の写し(4月分)
- ③防犯灯設置位置図

なお、補助金の交付時期については、12月を予定しています。

○ 防犯灯電気料金一括前払いサービス

東京電力では電気料金を一定期間、あらかじめ一括して口座振替で支払うことにより、割引になるサービスがあります。低圧・定額制で支払いをしている防犯灯が対象となります。詳しくは東京電力へお問い合わせください。(東京電力 TEL0120-99-5552)

○ 集会所整備補助金

市では、地域住民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営を図るため、自治会が行う集会所の建設及び改修事業に集会所整備補助金として事業費の一部を助成しています。

申請につきましては、毎年8月頃に3ヶ年分(3年先までの)の計画について各自治会長に問い合わせをしています。予算編成上、改修事業につきましては、1年以上前に、新築事業については2年以上前に申出ただけようお願いいたします。

なお、申請にあたり次のものが必要となります。

- | | | |
|-----------------|----|----------------|
| ①茂原市補助金等交付規則各様式 | …… | 市役所にあります。 |
| ②見 積 書 | | |
| ③平面図・立体図及び位置図 | …… | 一部改築・修繕は平面図のみ |
| ④工事請負契約書（写） | …… | 新築事業のみ |
| ⑤土地賃貸借契約書（写） | …… | 新築事業のみ（該当する場合） |
| ⑥建築確認書（写） | …… | 新築事業のみ |
| ⑦完成写真 | …… | 事業終了後提出 |
| ⑧領収書（写） | …… | 事業終了後提出 |

①新 築

【補助率】 補助対象経費の1／10以内で、※229万円を限度に補助

※平成16年度までこの補助金は、市の集会所整備補助金と県の施設整備補助金を併せて交付していましたが、県の施設整備補助金は平成16年度で廃止となりましたので、平成17年度以降は市の補助金だけとなりました。

②改 修

【補助率】 補助対象経費の1／10以内で、※27万円を限度に補助

※改修費が10万円以上のものが対象となり、過去にこの補助金の交付を受けた集会所は5年を経過するまでは補助対象となりません。

※補助金の補助率及び最高限度額は平成25年度の予定額です。26年度は限度額が変更されることがあります。

○ コミュニティ活動助成補助金

この助成事業は、財団法人 自治総合センターの、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に行うものです。

なお、この助成は、市より千葉県を經由して申請などを行うこととなります。

【補助額】 100万円～250万円

【交付要件】 コミュニティ活動に必要な行事の用具等の購入

・申請につきましては8月31日までに生活課市民活動支援係（Tel 20-1505）までお申し出ください。



○ コミュニティ備品の貸し出し

地域の祭りや盆踊り、スポーツ大会、レクリエーション等に必要な備品を無料で貸し出しています。利用を希望する際には、事前の予約をし、「コミュニティ備品貸与許可申請書」を提出してください。詳しくは、生活課市民活動支援係（TEL 20-1505）へお問い合わせください。 ※個人的使用にはお貸しできません。

茂原市コミュニティ備品一覧表

品名	備考
テント	2間×3間
紅白幕	1間×3間
半てん	大人
	ジュニア
	子ども特大
	幼児
サウンドシステム	WLマイク2本・有線マイク2本・ マイクスタンド1本・スピーカー2本
ワイヤレスアンプセット	WLマイク2本
発電機付投光機	500W 4灯水銀灯
投光機	1組：500W 2灯ハロゲン灯
宮太鼓	バチ付き
コードリール	
プロジェクター	デジタル
大なべ	250人用
締太鼓・座奏台	
小鼓	
煙体験ハウス	
トランシーバー	通話距離最大500m

以上の他、綿菓子機、ポップコーン機、焼きそばセット、かき氷機を社会福祉協議会で貸し出しています。

地縁団体による財産登記

1. 自治会などの名前で不動産登記ができます。

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられてきました。こうした権利能力のない社団の資産については、構成員全員に帰属するものですが、構成員全員の名において登記することが困難なことから、代表者の名義や役員の名義により登記が行われてきました。しかし、個人名義等による登記については、相続など財産上のトラブルが生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、自治会等の地縁による団体で一定の要件に該当する場合は、市長の認可があれば「法人格」を取得できるようになり、自治会などの名義で不動産登記ができるようになりました。

2. 地縁による団体とは

今回法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体です。つまり、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義します。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであるため、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会、婦人会のように構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体にはあたりません。

地縁の団体として認可を受けることができる団体は、現に不動産または不動産に関する権利を保有しているか、これから保有する予定のある団体です。

3. 認可申請手続きについて

- (1) 認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものです。
- (2) 当該団体は、団体の総会において認可を申請する旨の決定を行う必要があります。
- (3) 不動産を現在保有しておらず、かつ、保有する予定がまったくない地縁による団体については申請できません。

4. 認可申請に必要な書類

- ア 規約
- イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ウ 構成員の名簿
- エ 保有資産目録、又は保有予定資産目録
- オ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- カ 申請者が代表者であることを証する書類
- キ その他 規約で定める区域を示した図面及び字名・地番等で当該区域を具体的に記載したもの

5. 申請から認可までの流れ

- ① 生活課に事前相談、自治会規約案等の作成
 - ② 生活課と規約等について事前協議
 - ③ 総会の開催（認可申請の意思決定と規約等についての議決）
 - ④ 認可申請書と関係書類を揃え、生活課に認可申請
 - ⑤ 認可要件の審査
 - ⑥ 市長による認可及び認可告示
 - ⑦ 告示事項の証明書（市長が交付）を添付して不動産の登記
- ※ 認可地縁団体は、法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありませんので、市との関係などは認可前と基本的に変わりません。また認可後も住民により任意的に組織された団体であることに変わりありませんので、活動や運営方法について市は一般的な指導・監督権限を持ちません。

詳しくは、生活課市民活動支援係（Tel 20-1505）へお問い合わせください。

こんな時には……

(目 次)

質 問 内 容	担 当 課	直通電話
Q 1 : 防犯灯が点灯しないとき	生活課	20-1505
Q 2 : 防犯灯の設置について	〃	〃
Q 3 : 文書配布について	〃	〃
Q 4 : 自治会の法人化について	〃	〃
Q 5 : 防犯パトロールについて	〃	〃
Q 6 : 自主防災組織について	総務課	20-1519
Q 7 : ゴミカレンダーについて	環境保全課	20-1504
Q 8 : 町内の清掃や消毒について	〃	〃
Q 9 : ごみの収集について	〃	〃
Q 10 : リサイクル回収について	〃	〃
Q 11 : 生ごみ堆肥化容器について	〃	〃
Q 12 : 生ごみ処理機について	〃	〃
Q 13 : 青年館について	生涯学習課	20-1559
Q 14 : 募金について	社会福祉課	20-1571
	社会福祉協議会	23-1969
	農政課	20-1526
Q 15 : 交通標識の設置について	土木管理課	20-1537
	茂原警察署	22-0110
	長生土木事務所	24-4521
	生活課	20-1505
Q 16 : 側溝清掃について	土木管理課	20-1537

※市役所代表電話（23-2111）におかけになるときは、電話交換の者に上記の課名をお話し下さい。

※長生土木事務所は旧長生地域整備センターです。

Q 1 防犯灯が点灯しないときは、どのようにしたらよいのですか。

防犯灯は、自治会で設置したものと市で設置したものがありますが、市で設置した防犯灯が点灯しないなどの異常がある場合は、生活課交通防犯係（Tel 20-15 05）または本納支所（Tel 34-2111）までご連絡ください。市の方で修理します。

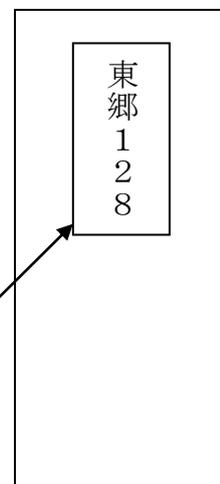
なお、恐れ入りますがご連絡の際には、異常のある防犯灯が付いている電柱番号により位置をお知らせ下さい。

<電柱の番号>

例えば右図の場合、東郷 1 2 8

東京電力の電柱

電柱の高さ 2 m 位の
位置にあるプレート
に書かれています。



※自治会所有の防犯灯につきましては、各自治会で修理をお願い致します。

Q 2 防犯灯を設置したいのですが、どのようにしたらよいのですか。

防犯灯とは、道路を照明するもので、夜間における交通安全及び犯罪の発生を防止するため、市が設置するものです。防犯灯の設置基準は、設置しようとする箇所と既に設置してある箇所との距離が原則として 50メートル以上離れていること、かつ次の各号に適合する場合に設置できるものとします。

- ① 一般に公道とみなされる道路であり、原則として行き止まり道路でない箇所
- ② 通常、安全度の高い経路によっても付近に人家が少なく、このため防犯上危険と認められる箇所
- ④ 犯罪、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるため、設置の要望があった箇所
- ⑤ 前各号の定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

防犯灯を設置しようとする方は、申請書により申請して下さい。申請書は生活課交通防犯係（Tel20-1505）及び本納支所（Tel34-2111）にあります。

防犯灯の新設については、毎年度2回、原則として、9月と3月に予算の範囲内で新設工事の発注を行います。

8月 ・ 2月 までに申請があったもの
 ↓ ↓ ↓
9月 ・ 3月 に現地調査・契約・工事の実施・設置完了

※1カ月の工期が必要となります。

※なお、100Vの配線がなされていない電柱の場合は、東京電力で配線工事をする間、約1～2カ月の期間がさらに必要となりますので、ご了承下さい。

Q3 市が行っている文書配布についてお伺いしたいのですが。

市では、市民の皆さんへ行政事務の連絡等をおこなうため、自治会長さん等にお願いして、毎月文書配布を行っています。配布するものは、市からの「お願い」や「ご案内」、また、外郭団体等が発行する会報などです。基本的には毎月第1木曜日（午前中）を配布日としていますが、変更になる場合もあります。

また、最近商行為のチラシ等が各自治会長宅に配布されていることについて、茂原市発の文書以外についての配布は、各自治会等の判断でお願いします。

なお、茂原市発以外の文書でも、警察署等行政諸官庁の発送する文書につきましては、出来るだけご協力下さるようお願いいたします。お問い合わせは、生活課市民活動支援係（Tel 20-1505）へ。

平成25年度文書配布日

月	配布日	月	配布日	月	配布日
4	4月4日(木)	8	8月1日(木)	12	12月5日(木)
5	5月2日(木)	9	9月5日(木)	1	1月8日(水)
6	6月6日(木)	10	10月3日(木)	2	2月6日(木)
7	7月4日(木)	11	11月7日(木)	3	3月6日(木)

Q 4 集会所を役員の名義で登記していますが、地方自治法の改正で自治会名義で登記できると聞きましたがどのようにしたらよいのでしょうか。

地方自治法の改正で法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。つまり、「町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義しています。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであるため、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体・老人会・婦人会のように構成員に年齢・性別等の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体にはあたりません。

(1) 財産登記をする条件

- ① 許可の申請は、あくまで当該団体の自主的判断により行われるものであること。
- ② 当該団体は、団体の総会において許可を申請する旨の決定を行う必要があること。
- ③ 不動産を現在保有しておらず、かつ、保有する予定がまったくない地縁による団体については申請ができないこと。

(2) 許可申請に必要な書類

- ① 規約
- ② 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ③ 構成員の名簿
- ④ 保有資産目録または保有予定資産目録。
- ⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類。
- ⑦ その他 規約で定める区域を示した図面及び字名・地番等で当該区域を具体的に記載したもの

以上の書類を揃えて、市長へ申請することになります。申請にあたっては事前に生活課と協議（協議期間約2ヶ月）が必要となります。

詳しくは、生活課市民活動支援係（Tel 20-1505）にお問い合わせ下さい。

Q 5 最近、自治会内で空き巣や不審者による被害があるため、自治会独自で防犯パトロールを行いたいと思うのですが、市から防犯用の帽子か腕章をもらえないのでしょうか。

市では、自主的な防犯活動をする自治会等の団体への防犯腕章の貸し出しをしています。貸し出し数は、原則として1団体10枚までです。ご希望の団体は申請が必要ですので、生活課交通防犯係（Tel 20-1505）にお問い合わせ下さい。

Q 6 自主防災組織はなぜ必要ですか。また、結成後はどのようにしたらよいのでしょうか。

私たちのまちに大災害が発生したら・・・電話の不通、道路事情の悪化、火災の延焼などにより都市機能は分断され、市や防災機関による消火活動、救出救護などの防災活動が十分に果たせなくなることが考えられます。実際に阪神淡路大震災では、交通や通信機能等が混乱し、行政による救助や消防活動は著しく低下しました。このため、人命救助や初期消火活動のほとんどが、家族・隣人などの地域の力によって行われました。このことから、自主防災組織の必要性が再認識されました。

自主防災組織とは、「わがまちは、わが手で守る」という、地域の皆さんの自衛意識と連帯感に基づいて地域内で結成される防災組織のことです。災害時には、初期消火・安否確認・けが人の救出救護・避難誘導など、地域の中心となって自主的に防災活動を行います。さらに避難所を開設したときには、炊き出しや救助物資の配布などを協力します。

平常時には、地域特性などを把握し、効果的な防災活動について地域の人たちで相談し、協力体制を構築します。また、災害に備えて地域ぐるみの訓練を積み重ねます。これにより地域防災力を高めることができます。

市では、既存の自治会単位での設立を推進しています。また、設立にあたっての相談、職員による出前講座の実施、防災資機材等の譲渡または貸与を行っています。

詳しくは、総務課防災対策室（Tel 20-1519）にお問い合わせ下さい。

Q7 ゴミカレンダーは、どこでもらえますか？

ゴミカレンダーは、毎年3月の文書配布時に自治会長さんに配布をお願いしています。また、不足や紛失等の場合は、環境保全課・生活課（全地区）、本納支所（本納、新治、豊岡地区他）で差し上げています。お問い合わせは、環境保全課（Tel 20-1504）へお願いします。

Q8 自治会の町内清掃や消毒をしたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

環境保全課では、自治会やボランティア団体が行う町内清掃の際にでるごみの回収を実施しています。実施前に、環境保全課へご相談ください。

また、以下の手順により、草刈機と消毒機を無料で貸出しています。

※消毒に使用する薬剤につきましては、各自薬局にてお求めください。

(1) 借りるための手続き

環境保全課の窓口で、申請書に必要事項を記入の上、申込みしてください。なお、印鑑は必要ありません。ただし、使用日が他の自治会と重なる場合、必要な台数をお貸し出来ないことがあります。使用日が決まったら、早目にお申し込み下さい。

※消毒機は、個人への貸出はいたしません。自治会の申請により、貸出をしています。草刈機は、土地所有者など個人にも貸出します。

(2) 機械の貸出・返却

① 貸 出

機械の貸出は、使用日の前日か、使用日が土・日曜日の場合は金曜日、いずれも8：40～9：00の間に指定の場所へ取りに来てください。

（指定の場所は、貸出の許可を出すときに指示させていただきます。）

② 貸出数

草刈機・消毒機ともに、それぞれ5台までお貸しできます。

③ 返 却

返却は、使用日の翌日（金・土・日曜日使用の場合は月曜日）の8：40～9：00の間をお願いします。

(3)使用料金

料金は無料です。ただし、燃料は、使用者負担で補給してください。また、機械の破損につきましては、使用者負担で修理していただきます。

Q 9 ごみの収集について教えてください。

(1)収集場所の設置・変更・廃止の手続き

環境保全課の窓口で、申請してください。

(2)収集場所の設置基準

原則として以下の基準があります。

- ①使用世帯が20戸以上（但し、アパート等の集合住宅は除く）であること。
- ②ごみ収集車（4 t 車）及び収集作業員が円滑に収集でき、交通上支障のない場所であること。
- ③ 維持管理が適正に実施されると認められる場所であること。
- ④ 他からの苦情がないと認められる場所であること。
- ⑤その場所の土地の所有者、または管理者の同意を得ること。

(3)収集場所看板の提供

原則として自治会の要望のある場合は提供いたします。

Q10 リサイクル回収について教えてください。

(1) リサイクル回収の方法

ゴミ収集場所において、資源ゴミの収集日に月2回収集を行っています

(2) 回収用の用具の種類

空きビン用⇒コンテナ ・ 空き缶用⇒青色ネット袋

ペットボトル用⇒緑色ネット袋

それぞれの用具の数は、実績に合わせて配置します。

(3) 回収用の用具の配達日

回収日の前日に配置します。ただし、回収日が月曜日の自治会は前週の金曜日に配置します。

(4) リサイクル回収による報償金

収集したものは種類別に、報償金を6ヶ月ごとに集計し、自治会の指定口座へ振込みをしています。また、明細表をお送りし、回収実績をお知らせしています。

(5) 自治会長や振込先等の変更手続き

環境保全課の窓口で、所定の用紙に記入をして変更の手続きをして下さい。

Q11 生ごみ堆肥化容器について教えてください。

(1) 生ごみ堆肥化容器の補助制度

コンポスト容器、EM容器について補助制度を設けています。ただし補助を受けられるのは、一世帯につき、コンポスト容器2基・EM容器2セットまでとなっています。

補助については、皆さんに補助金額を差し引いた額で補助販売しています。

(2) 手続き

環境保全課または、本納支所の窓口で手続きをしていただき、その場で品物をお渡ししています。

Q12 生ごみ処理機について教えてください。

(1) 生ごみ処理機についての補助制度

1世帯につき1台、購入価格の1/2を補助しています。ただし、1万8千円を限度としています。

(2) 手続き

購入後、環境保全課で申請していただきますと、後日口座振込みとなります。その際には、印鑑（認印可）、保証書、販売店発行の領収書、振込口座、住民登録の証明になるもの（保険証・運転免許証等）を持参してください。

Q13 青年館を修繕するのに、補助金は受けられますか。また、青年館を市から払い下げてもらい、集会所として利用したいがどうしたらよいのでしょうか。

青年館の修繕につきましては、増改築後10年または修繕後3年以上経過し、修繕費用が10万円以上の修繕に対し、費用（※）の2分の1（上限30万円：1万円未満の端数は切捨）を市が負担し、残額を地元へ負担をお願いして実施しています。

また、青年館の払い下げにつきましては、地元自治会等青年館の管理をお願いしている団体（指定管理者）からの要望に基づき、無償で譲渡しています。

詳しくは、生涯学習課（Tel20-1559）までお問い合わせ下さい。

※ 補助率・限度額に関しては、年度の途中で変更する場合があります。

Q14 自治会には、よく募金のお願いが来ますが、募金の種類と、なぜ自治会が集めるのか、また、自治会によっては、募金を自治会費から支出しているところがありますが、この方法はどうか教えてください。

(1) 募金の種類と目的

① 日本赤十字社員増強運動（社資募集・6月～7月末）

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」とし、「社資」つまり事業資金を募集しています。皆さんから納付された社資によって、日本赤十字社全体の事業のほか地域における災害救護や献血事業が行われています。

詳しくは、社会福祉課地域福祉係（Tel20-1571）までお問い合わせ下さい。

② 社会福祉協議会会員募集

社会福祉協議会（社協）は、「生涯、誰もが安心して茂原市で暮らし続けることができる」・・・そんな地域づくりを目指し、ボランティア活動や見守り訪問など、住民による住民のための福祉活動を推進する社会福祉法人です。

社協の事業は、市民の皆様の参加により実施され、皆様からの会費によって運営されています。会員となり、会費を通じて地域の福祉活動を支援していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

詳しくは、社会福祉協議会（Tel23-1969）までお問い合わせ下さい。

③共同募金

募 金 種 類	運 動 期 間	募 金 の 配 分 先
ア 赤い羽根共同募金	10月 1 日～12月31日	市内及び県内の福祉団体・被災者
イ 歳末たすけあい募金	12月 1 日～12月31日	市内の要支援者及び福祉団体

共同募金には、2種類の募金があります。これらの募金は、市民の皆様の善意に支えられ、民間社会福祉施設の福祉車両の購入、福祉関係団体の活動支援、被災者支援など地域の身近な福祉活動に役立てられます。

詳しくは、社会福祉協議会（TEL23-1969）までお問い合わせ下さい。

④緑の募金

森林は、水のふるさと、心のふるさとであり、人類共通の財産です。森林の育成管理は林業者や山村の人々だけに委ねておくだけではなく、国民一人一人が森林を自分のものと考え、それぞれの立場と可能な方法で、森林づくりへ参加することが差し迫った国民的課題となっています。また、地球的規模で森林の減少が進行し、熱帯林の再生や砂漠化の防止に対する関心も高まっています。

このような現状の中で、全国的に幅広く「緑の募金」運動を実施することにより、緑化思想の普及・啓蒙を図り、人類共通の財産である森林や緑を将来にわたって維持していこうという趣旨のもと、実施している募金です。

詳しくは、農政課（TEL20-1526）までお問い合わせ下さい。

(2) 募金の方法

募金方法については、自治会を通じて集める戸別募金が主です。その他に、街頭募金、個人や企業・職場での募金活動などが実施されています。しかし個人がこの運動に協賛し、積極的に参加し、活動を盛り上げようとする意識はあまり高まっていない状況です。

また、自治会からの募金支出ですが、募金活動の趣旨からすれば、個々の世帯から自主的に募るのが本来の姿ですが、強制感やお付き合い募金といった意識を変えることにより、効果的な募金活動ができますよう、住民の大多数が参加している自治会に協力をお願いしているのが現状です。

Q15 自治会の区域内で交通量が多く、また交通事故の危険性が高い箇所があるため、信号機やカーブミラー、ガードレール等を設置してもらいたいのですが、どのような手続きを取ればよいのですか。

横断歩道、信号機等の交通規制施設及び速度規制、一時停止等の交通規制については茂原警察署又は土木管理課へ、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設等市道の要望については土木管理課へ、国県道の要望は長生土木事務所維持課へ自治会長名で要望書を提出して下さい。

また、交通安全広報、教育、行事についての要望、意見がありましたら、生活課交通防犯係へご相談ください。

Q16 自治会の区域内の側溝清掃土の運搬処理をお願いしたい、また蓋が重くて開けられない場合、どのようにすればよいのでしょうか。

側溝清掃土の収集は、原則として清掃日の翌日（土曜日に清掃した場合は、翌々日月曜日）となっていますので、あらかじめ清掃日の連絡をお願いします。この場合、空き缶、空き瓶、ビニール類、発砲スチロール、草又は木の枝葉は処理できませんので、分別してゴミの収集日にゴミとして処理して下さい。

蓋の開閉については開閉用の蓋上げ機を貸し出していますので、蓋のサイズ（長さ50cm、60cm用の2種類あり）を確認の上、土木管理課へ予約をして下さい。また、蓋が開けられない等で側溝清掃が出来ない場合も、土木管理課にご相談ください。

市役所等への 問い合わせ先

☆ 市民生活

- | | | |
|--------------------|----------|--------------|
| ・住民票の交付や印鑑登録に関すること | 市民課 | 20-1502 |
| ・国民健康保険に加入するとき | 国保年金課 | 20-1503 |
| ・国民年金に関すること | 〃 | 〃 |
| ・老人医療について知りたいとき | 〃 | 〃 |
| ・交通災害共済に加入したいとき | 生活課 | 20-1505 |
| ・交通安全の講習会を開きたいとき | 〃 | 〃 |
| ・放置自転車の相談をしたいとき | 〃 | 〃 |
| ・市民相談を受けたいとき | 〃 | 〃 |
| ・防犯灯に関すること | 〃 | 〃 |
| ・ボランティアの相談をしたいとき | 〃 | 〃 |
| ・消費生活相談を受けたいとき | 消費生活センター | 20-1101 |
| ・広報もばらについて知りたいとき | 秘書広報課 | 20-1512 |
| ・防災行政無線に関すること | 総務課防災対策室 | 20-1519 |
| ・自主防災組織をつくる時 | 〃 | 〃 |
| ・防災行政無線の内容を確認したいとき | フリーダイヤル | 0120-438-119 |
| ・市営住宅に入居したいとき | 建築課 | 20-1588 |

☆ 税金

- | | | |
|------------------|------|---------|
| ・軽自動車税に関すること | 市民税課 | 20-1577 |
| ・市税に関する証明が必要なとき | 〃 | 〃 |
| ・税金を口座振替にしたいとき | 収税課 | 20-1578 |
| ・土地の評価について知りたいとき | 資産税課 | 20-1579 |
| ・家屋の評価について知りたいとき | 〃 | 〃 |

☆ 生活環境

- ・ごみ処理について相談したいとき 環境保全課 20-1504
- ・道路上の犬や猫の死体を処理したいとき //
- ・資源ごみ分別回収について //
- ・狂犬病予防についての //
- ・衛生害虫（カ、ハエ等）の相談について //
- ・し尿の収集について 長生郡市広域市町村圏組合
環境衛生課 23-4944

☆ 住民福祉

- ・民生委員、日本赤十字社に関すること 社会福祉課 20-1571
- ・生活保護に関すること //
- ・身体、心身障害者の相談をしたいとき 障害福祉課 20-1666
- ・介護保険について知りたいとき 高齢者支援課 20-1572
- ・老人福祉施設に関すること //
- ・保育所へ入所したいとき 子育て支援課 20-1573
- ・子ども手当に関すること //
- ・ひとり親家庭となった場合は //
- ・予防接種に関すること 健康管理課 20-1574
- ・乳幼児検診に関すること 保健センター 25-1725
- ・休日や夜間、急病になったとき 長生郡市夜間急病診療所(内科・小児科)
(20:00 ~23:00)
24-1010
二次待機病院 (テレホン案内19:00~翌6:00)
(診療時間20:00~翌6:00)
24-1011
または、消防本部 24-0119
- ・献血についての問い合わせ 千葉県赤十字血液センター
043-241-8332

☆ 産業経済

・農地についての問い合わせ・・・・・・・・	農業委員会	20-1530
・農林畜産業の振興に関する事・・・・・・・・	農政課	20-1526
・農道や林道及び農業用排水路に関する事	〃	〃
・商工業の金融融資に関する事・・・・・・・・	商工観光課	20-1528
・観光行事を知りたいとき、 観光案内を受けたいとき・・・・・・・・	〃	〃

☆ 都市政策

・用途地域や都市計画道路等の都市計画 に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・	都市計画課	20-1546
・開発行為等の許可に関する事・・・・・・・・	〃	〃
・建築確認申請に関する事・・・・・・・・	建築課	20-1588
・区画整理について知りたいとき・・・・・・・・	都市整備課	20-1548
・下水道に関する事 (水洗化工事/使用料/受益者負担金/計画等)	下水道課	20-1549
・上水道に関する事・・・・・・・・	長生郡市広域市町村圏組合 水道部	23-9491

☆ 土木建設

・市道の境界査定に関する事・・・・・・・・	土木管理課	20-1537
・市道の占用、掘削許可に関する事・・・・	〃	〃
・市道、橋梁の維持修繕に関する事・・・・	〃	〃

☆ 教育文化

- ・幼稚園に入園したいとき・・・・・・・・・・ 各幼稚園または
学校教育課 20-1558
- ・小中学校の転入学について・・・・・・・・・・ 学校教育課 20-1558
- ・生涯学習について知りたいとき・・・・・・・・ 生涯学習課 20-1559
- ・市民カレッジや家庭教育学級に関すること 〃 〃
- ・小中学校の体育館やグラウンドを利用したいとき 〃 〃
- ・青少年の育成に関すること・・・・・・・・・・ 〃 〃
- ・文化財や史跡に関すること・・・・・・・・・・ 〃 〃
- ・郷土の文化資料に関すること・・・・・・・・ 美術館・郷土資料館
26-2131
- ・青少年の相談を受けたいとき・・・・・・・・ 青少年指導センター
22-4466

☆ その他

- ・選挙に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 選挙管理委員会 20-1529
- ・市議会を傍聴したいとき・・・・・・・・・・ 議会事務局 20-1585
- ・火事の速報を聞きたいとき・・・・・・・・・・ テレホンサービス
25-4411

市役所の電話番号

茂原市役所：代表番号 ☎ 23-2111

部課名	電話番号	FAX 番号	部課名	電話番号	FAX 番号
総務部			経済環境部		
総務課	☎ 20-1519	FAX 20-1602	農政課	☎ 20-1526	FAX 20-1604
(防災対策室)	☎ 20-1519		商工観光課	☎ 20-1528	
行財政改革推進課	☎ 20-1702		企業誘致推進室	☎ 20-1528	
秘書広報課	☎ 20-1512	FAX 20-1601	環境保全課	☎ 20-1504	
職員課	☎ 20-1518	FAX 20-1602	都市建設部		
管財課	☎ 20-1520		土木建設課	☎ 20-1536	FAX 20-1605
企画財政部			土木管理課	☎ 20-1537	
企画政策課	☎ 20-1516	FAX 20-1603	都市計画課	☎ 20-1546	
財政課	☎ 20-1517		建築課	☎ 20-1588	
市民税課	☎ 20-1577	FAX 20-1609	都市整備課	☎ 20-1548	
資産税課	☎ 20-1579		下水道課	☎ 20-1549	
収税課	☎ 20-1578		教育委員会（教育部）		
市民部			教育総務課	☎ 20-1557	FAX 20-1607
生活課	☎ 20-1505	FAX 20-1600	学校教育課	☎ 20-1558	
市民課	☎ 20-1502		生涯学習課	☎ 20-1559	
国保年金課	☎ 20-1503		委員会等		
健康管理課	☎ 20-1574		会計課	☎ 20-1576	FAX 20-1609
福祉部			議会事務局	☎ 20-1585	FAX 20-1611
社会福祉課	☎ 20-1571	FAX 20-1605	選挙管理委員会事務局	☎ 20-1529	FAX 20-1604
障害福祉課	☎ 20-1666	FAX 20-1610	監査委員事務局	☎ 20-1560	FAX 20-1607
高齢者支援課	☎ 20-1572		農業委員会事務局	☎ 20-1530	FAX 20-1604
地域包括支援センター	☎ 20-1583				
子育て支援課	☎ 20-1573				
子育て家庭相談室	☎ 23-5500				

出先機関等の電話番号

部課名	電話番号	FAX 番号	部課名	電話番号	FAX 番号
本納支所	☎34-2111	FAX34-4113	【その他機関】		
保健センター	☎25-1725	FAX25-1865	社会福祉協議会	☎23-1969	FAX23-6538
総合市民センター	☎24-9511	FAX23-7444	長生郡市広域市町村圏組合事務局	☎23-0107	FAX24-1144
豊岡福祉センター	☎34-8321	FAX34-8321	〃 消防本部	☎24-0119	FAX24-1725
五郷福祉センター	☎25-7880	FAX25-7880	〃 環境衛生課	☎23-4944	FAX26-1113
豊田福祉センター	☎26-1105	FAX26-1105	〃 水道部	☎23-9491	FAX23-9440
東郷福祉センター	☎25-5882	FAX25-5871	公立長生病院	☎34-2121	FAX34-4710
二宮福祉センター	☎26-3740	FAX26-3741			
東部台文化会館	☎23-8711	FAX23-9767			
川中島下水処理場	☎23-3128	FAX23-3126			
中央学校給食 共同調理場	☎24-6920	FAX23-4218			
中央公民館	☎22-5072	FAX24-0008			
本納公民館	☎34-2349	FAX34-2302			
駅前学習プラザ	☎22-2665	FAX25-7075			
鶴枝公民館	☎25-1834	FAX26-2220			
図書館	☎23-6151	FAX25-6136			
青少年指導センター	☎22-4466	FAX22-0080			
美術館・郷土資料館	☎26-2131	FAX26-2132			
体育課・市民体育館	☎23-2811	FAX25-9351			

市役所案内図

行政棟

住所 茂原市道表1番地 代表電話 0475-23-2111	10階	組合事務室
	9階	監査委員事務局 教育長室 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
	8階	都市計画課 建築課 都市整備課 下水道課
	7階	土木建設課 土木管理課 社会福祉課
	6階	農業委員会 農政課 商工観光課 環境保全課 選挙管理委員会事務局
	5階	会議室 他 501・502・503・505会議室 504入札室
	4階	企画政策課（土地開発公社） 財政課 職員課 行財政改革推進課 総務課（防災対策室） 管財課
議会棟	3階	市長室 副市長室 秘書広報課
議会事務局	2階	生活課 市民課 国保年金課 健康管理課
資産税課 収税課 市民税課 会計課 指定金融機関		
子育て支援課 地域包括支援センター 高齢者支援課 障害福祉課	1階	総合案内 千葉年金事務所茂原分室 102会議室 レストラン(売店)